

## 労災指定医療機関の皆様へ

厚生労働省では、健康保険等における診療報酬請求の電子化が図られる中、労災保険につきましても、電子レセプトによる請求が可能となるよう、労災レセプト電算処理システムの稼働を開始し、労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになりました。

現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

オンライン請求では、事務効率化の他、詳しい査定情報が得られる、労災電子化加算を算定できるなど様々なメリットがあります（→リーフレットをご参照ください。）が、事前手続きとして、労災レセプト電算処理システム利用規約を確認の上、届出書類を山口労働局に提出して頂き、ID・パスワードを取得して頂く必要があります。

労災レセプト電算処理システム利用規約、届出書類、労災レセプト電算処理システムの詳細については、

厚生労働省の労災レセプト電算処理システムホームページ

→

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/)

でご確認いただけます。

ID・パスワードは、いつでも取得できますので、近く労災レセプトオンライン請求を検討の労災指定医療機関におかれましては、ぜひ届出書類の提出を行っていただくようお願いいたします。

電子媒体での請求をご検討の労災指定医療機関におかれましては、ID・パスワードの取得の必要はありませんが、事前に届出書類を山口労働局に提出して頂く必要がありますので、労災レセプト電算処理システム利用規約を確認の上、届出書類の提出をお願いします。

労災レセプトオンライン・電子媒体請求を、まだ、ご検討いただいていない労災指定医療機関におかれましては、労災レセプト電算処理システムの普及促進を図るという主旨をご理解頂き、労災レセプトオンライン・電子媒体請求導入のご検討をよろしく願います。

お問い合わせ先

山口労働局労働基準部 労災補償課 医療係 083-995-0374

労災レセプト電算処理システムの内容のお問い合わせは、労災レセプト電算処理システムヘルプデスクで受け付けております。

→フリーダイヤル 0120-631-660

## 労災保険指定医療機関の皆様へ

# 労災レセプトのオンライン請求を 始めてみませんか？

本状は、労災レセプト電算処理システムのご案内です。

労災レセプト電算処理システムで、労災レセプトのオンライン請求ができるようになりました。

別添リーフレットで、オンライン請求のメリット、オンライン請求開始までの手続きを確認していただき、導入のご検討・ご利用をお願いします。

ご利用に当たっては、健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターを労災レセプト対応に改修し利用することとなりますが、事前手続きとして、添付の届出書類を都道府県労働局に提出していただき、ID・パスワードを取得していただく必要があります。

ID・パスワードは、いつでも取得できますので、労災レセプト電算処理システム利用規約を確認の上、ぜひ届出書類の提出を行っていただくようお願いいたします。

労災レセプト電算処理システム利用規約、労災レセプト電算処理システムの詳細については、厚生労働省ホームページ（「労災レセプト電算処理システム」で検索）でご覧いただけます。

厚生労働省労働基準局

内容のお問合せは、労災レセプト電算処理システムヘルプデスク【フリーダイヤル 0120-631-660】（別添パンフレット参照）で受け付けております。

※本状と行き違いでIDを取得していただいている場合は、ご容赦ください。

# 労災レセプトのオンライン請求ができるようになります

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになります。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

## 導入のメリット

### 1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。  
ダウンロードも可能です。

### 2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

### 3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

### 4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

### 5 電子化による点数が算定できます

レセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。  
（平成28年3月診療分までの予定です）  
（薬剤費レセプトは対象となりません）



# オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。  
労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

## 届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

## ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得  
(届出書類を提出してから1~2週間程度で郵送)

## 設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

## オンライン請求の開始

5~10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、  
厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム 🔍 検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

**労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク**  
**フリーダイヤル 0120-631-660**

受付日(毎月)	受付時間	備考
5~7日、11日、12日	8:00~21:00	土、日、祝日も受付
8~10日	8:00~24:00	土、日、祝日も受付
13日~月末	9:00~17:00	平日のみ受付

※ 1~4日9:00~17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。  
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)